一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区佐野川字上和田日蔭三五三の一、三五四、三五五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県福山市加茂町字粟根字小谷七〇九九、七一〇八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小谷七〇九九・七一〇八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町平子字迫之谷五七一五、五七二〇の一、五七二〇の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県三次市後山町字水谷一〇二五七の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇二六九
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町安田字山形後一四八八の二、一四九一の一、一四九五の一、一五〇〇、六一八七の一、六一八八、六一八九の二、六二四四の一、六二四七、六二四八の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字本郷字大村一〇二〇七の二、一〇二〇九、一〇二一〇、一〇二一一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県安芸市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年八月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町中ノ川字クレイシ七七から八〇まで、八五、二五三の一、二五三の二、字タケノ畝一三六、字大畝一六三の一、一六三の二、一六三の五、三四一、字大東一九六・二〇〇から二〇三まで・二一八・二一九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇六、二一三の一、字エトコ二七八、二八〇、二八三、二八九、二九九、字キリノサコ四〇四、四四九、桑瀬字長又二〇四の五、三六五の一二
二　指定の目的　水源の涵養